

Weekly Report

第563号
令和2年7月27日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

「家賃支援給付金」に関するQ&A

新型コロナの影響により、本年5月～12月までの売上が一定以上減少した資本金10億円未満の法人（医療法人等も含む）や個人事業者の地代・家賃の負担を軽減するため、法人は最大600万円、個人は最大300万円（申請前1ヵ月以内の支払賃料に給付率を乗じた額の6倍）を給付する「家賃支援給付金」の申請が今月14日から開始されています。

◆Q&A

Q. 申請するタイミングは？

A. 要件を満たす事業者は来年1月15日までの間、いつでも申請できます。なお、一時的に賃料の減額を受けている場合は、減額前の賃料に戻った後に申請することで、元の賃料で給付額を算定できます。

Q. 賃料の支払いの猶予等を受けている場合は？

A. 申請には原則、直前3ヵ月間の賃料の支払い実績が必要ですが、支払いの免除又は猶予を受けている場合や滞納している場合も給付を受けられます。ただし、最低でも申請日から1ヵ月以内にひと月分の賃料を支払っていることが

必要です。

Q. 賃貸借契約でも給付の対象外となる場合は？

A. 原則として賃貸借契約に基づく賃料が対象ですが、①転貸（又貸し）を目的とした取引（自らが使用・収益する部分対象）、②実質的に同じ人物による自己取引、③配偶者又は一親等以内との親族間取引は、対象外となります。

Q. 法人の社宅・寮は給付対象になる？

A. 法人が社宅・寮として賃貸借契約等に基づき借上げた物件の賃料を地代・家賃として計上している場合は原則、対象となります。ただし、賃貸借契約に基づいて従業員に転貸している場合は対象外です。

最低賃金額改定の目安は「現行水準維持」

毎年10月頃に改定される地域別最低賃金は、全国平均で時給1000円とする目標に向けて大幅な引上げが続いており、現在901円となっています。

中央最低賃金審議会は毎年、各都道府県の地方最低賃金審議会における審議の参考として改定額の

「目安」を提示していますが、令和2年度については、新型コロナによる経済・雇用への影響等を踏まえ、「目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」との答申を行いました。有額の目安が示されなかったのは平成21年度以来となります。

今後、各地方最低賃金審議会で目安を参考に審議を行い、都道府県ごとの改定額を決定します。

★★★8月のチェックポイント★★★

※新型コロナの感染再拡大のため、職場での3密防止、手洗い、換気、時差通勤、テレワークなどと同時に熱中症対策にも気を配ります。

※夏季休業を行う企業は取引先に日程を連絡し、盗難や火災等の備えとともに、パソコンデータのバックアップをしておきます。

※夏季休業中は、不要不急の外出や旅行などを控え、万一に備え緊急連絡網を作成しておきます。

※延長された「労働保険の年度更新」の申告および保険料納付等の手続きは8月31日です。